

憲法解釈変更 記録 1 枚

こんなことが許されるのか。前にもレポートしたが、「法治国家」の民主主義を揺るがす問題だ。再度レポートしておきたい。表題と写真は、毎日新聞 10 月 16 日朝刊だ。集团的自衛権行使容認の閣議決定を巡り、内閣法制局が保有する公文書を毎日新聞に開示した。全部で 681 枚に上るが、実質的な内容を備えたものは、「意見はない」と内閣に電話で伝える際に作られた決済文書 1 枚のみ。検討過程を記録した文書はなかった。与党関係者によると横畠長官は高村自民党副総裁らと事前に非公式に面会し、憲法解釈の変更に合意していたという。こうした議論の過程は水面下に沈み、後世の国民に決済文書 1 枚が残された。春名早稲田大客員教授は「法制局が民主的手続きを踏んでいないとみなされても仕方がない。公開できないので残さなかったのでは、との疑念も招く」と批判する。



日経新聞 10 月 26 日も、この問題を取り上げる。中央省庁や独立行政法人に行政文書など公文書の作成から廃棄・移管までを統一ルールで扱うよう定めた公文書管理法が来春で施行 5 年を迎える。国会付帯決議に基づき、内閣府の公文書管理委員会は見直しの検討を始めた。この 4 年半で、重要な政策決定に至る過程の文書が作成・保存されていない事例がたびたび明らかになった。その検証が議論の出発点となる。

公文書管理法は「公文書は共有の知的資源として国民が主体的に利用できる」（第 1 条）と明記。行政が効率的に運営されるようにするとともに、情報の公開や後世の歴史検証を可能にすることを目的とした。ところが、同法の目的を骨抜きにするような問題が相次ぎ判明した。政府が集团的自衛権行使について憲法解釈を変更した昨年夏の閣議決定をめぐる、内閣法制局は内閣官房の国家安全保障局から閣議決定案文への意見を求められ、「意見なし」と回答した。法制局は集团的自衛権の行使を 40 年以上も違憲と判断してきたが、過去の見解との整合性を議論した記録を示す行政文書はないという。残っているのは案文に「意見なし」とした決済文書だけだ。同法は「経緯も含めた意思決定に至る過程、事務・事業の実績を検証できるような行政文書の作成の義務」（第 4 条）を行政機関の職員に課している。「公文書は健全な民主主義の根幹を支える国民に共有の知的資源」という法の趣旨を、政権が同法は受け止めるかが問われている、と結んでいる。公文書管理法の見直しを始めるなら、まずは今回の内閣法制局の案件を徹底的に検証してもらいたい。

(2015 年 10 月 30 日)